

報告第10号参考資料

○専決処分をした条例の改正理由

利根町長の給与及び旅費に関する条例の廃止に伴い、引用条例が利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例に変更となったため、改正したものです。

利根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条及び第2条省略 (費用弁償) 第3条 (略) 2 前項の規定により支給する内国旅行の旅費の額は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、議長に支給する内国旅行の旅費の額は、<u>利根町町長の給与及び旅費に関する条例(平成2年利根町条例第6号。以下「利根町長給与等条例」という。)</u>の例による。 (1)～(5) (略) 3 第1項の規定により支給する外国旅行の旅費の額は、<u>利根町長給与等条例</u>の例による。 4 (略) (期末手当) 第4条 議会の議員の期末手当の額並びに支給条件、支給方法及び支給期日については、<u>利根町長給与等条例</u>の例による。 第5条省略</p>	<p>第1条及び第2条省略 (費用弁償) 第3条 (略) 2 前項の規定により支給する内国旅行の旅費の額は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、議長に支給する内国旅行の旅費の額は、<u>利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(令和3年利根町条例第19号。以下「利根町特別職給与等条例」という。)</u>の例による。 (1)～(5) (略) 3 第1項の規定により支給する外国旅行の旅費の額は、<u>利根町特別職給与等条例</u>の例による。 4 (略) (期末手当) 第4条 議会の議員の期末手当の額並びに支給条件、支給方法及び支給期日については、<u>利根町特別職給与等条例</u>の例による。 第5条省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>